

ALPHA NEWS—ONLINE V o l . 3 1

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2020. 6. 12

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※
本メールマガジンは配信専用となります。
当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、下記連絡先へお願い致します。
電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）

※-----※
こんにちは。
関東もいよいよ梅雨入りとなりましたね。
首都圏の緊急事態宣言も5月25日にようやく解除となり、すでに暦は水無月（6月）です。

新型コロナウイルス感染拡大に日々不安を感じながら過ごす中、気付けば桜は緑の葉となり、近所の軒下で鳴くツバメのヒナの鳴き声が可愛いな～と感じているうちに、すでに今年も約半分が過ぎようとしています。
そんな事実には愕然としている今日この頃です・・・。

まさにツバメのヒナのように巣ごもり生活を頑張っている間、皆さんはどのように気分転換をされていましたか？

私は「G o o ● l e ● a r t h」を使って、気持ちだけでも一人世界中を旅していました！
学生時代に行った国々（海のきれいなリゾート地ではなく、あえて

なお、緊急事態宣言が再発令されるなど状況が悪化した場合には、予告なく変更させていただく場合がございます。

【営業時間】

平日 9：00～17：00

（新規ご相談受付は、9：30～16：30）

【新規のご相談・お打合せについて】

面談によるご相談、お打合せの対応を再開させていただきます。なお、各会議室にはビニールシートを設置させていただいておりますので、予めご了承ください。

また、一部のご相談分野に関しましては、引き続きお電話でのご相談も承らせていただきますので、ご希望がございましたらご予約時にその旨をお知らせください。

【ご来所いただく際のお願い】

原則として、当事者の方のみでのご来所をお願いいたします。体調不良の際はご来所をお控えいただき、事前に当事務所までご連絡ください。

また、当面の間、お子様連れでのご来所はお控えください。

なお、ご相談時には、マスクの着用及び受付でのアルコール消毒をお願いしておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

皆様にはご面倒をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

┌◆中小企業様向け・無料電話相談について◆—————
└—————┘

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中小企業様（個人事業主様）におかれましては、急速な業績悪化や抜本的な経営判断を迫られる場面が今後さらに増加することが予想されます。

弊所では、引き続き下記の要領で中小企業様向けの無料電話相談を承っております。

<ご相談の予約>

電話相談は事前予約制です。まずはお電話にてお問合せください。

【電話番号】0120-10-5050

【受付時間】平日 9:30~16:30

※ご予約時には相談希望日時その他、法人名・代表者名・電話担当者名・所在地・連絡先・簡単な相談概要などをお伺いさせていただきます。

<受付期間>

2020年6月30日頃までを予定

※状況により期間の延長・短縮をさせていただく場合がございます。

<相談時間>

ご相談は、原則として30分までとなります。

※担当弁護士の判断で延長する場合がございます。

<相談内容>

経営者様からの法人に関するご相談であれば内容は問いません。

以下のようなご相談を中心に、幅広くご対応させていただく所存です。

▼ご相談例▼

- ・取引先との関係に関するご相談
- ・経営問題に関するご相談
- ・労働問題に関するご相談

事業内容によっては、この機会に業務の拡大や、商品の供給を増やしたい等の希望をお持ちの企業様もおられるかと思えます。そのような企業様からのご相談にも対応させていただきますので、まずはご連絡いただければと存じます。

▼▽▼-----

2 株式会社よもやま／スクイーズアウト（5）

～現金対価株式交換～

▲△▲-----

皆様こんにちは

弁護士法人アルファ総合法律事務所の

代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

これまでも「スクイーズアウト」の手法についてご紹介してきましたが、最後は「（現金対価）株式交換」です。

もともと「株式交換」とは、読んで字のごとく、お互いに会社の株式を一定比率で交換する（買収する会社を買収される会社の

株主に対し、「自社株」で対価を支払う形にする) というものでしたが、現在では、対価として社債や現金などを交付することも認められるようになり、必ずしも「株式の交換」だけに限られないということになりました。

そのため、この現金を対価とする株式交換の手法が、「スクイーズアウト」もっぱら既に子会社である会社の少数株主を強制的に排除して、完全子会社化する手法になり得るということになったのです。

ここで、「現金」を対価として株式を取得するとなると、単なる「株式の売買」と何が異なるのか？と疑問に思われるかもしれませんが、ここでポイントとなるのは、株式交換の方法による場合、買収側と買収される側双方の会社において「特別決議」が必要になるというハードルこそありますが、この点をクリアできるのであれば、反対株主も含めて、個々の株主の同意自体は不要であるという点です。

もちろん、反対する株主（少数株主）には別途株主を保護するための手続きが存在していますが、これまでにご紹介してきた手法と同様、いずれにしても最終的に少数株主から株式を手放させることができるようになっていきます（ただし、株主ではなく「会社の債権者」を保護しなければならない場合もありますが、ここでは省略します）。

なお、現金交付という形をとることで、本来「株式交換」のメリットであったはずの「買収資金が不要」、すなわち、現金という形で買収資金を用意しなくとも自社株式の交付で足りる、という側面がなくなってしまうことにはなりますが、もともと少数株主排除を主たる目的とする場合、せつかく子会社の少数株主を排除しても、それが自社の少数株主になってしまっただけでは本末転倒となってしまうので、目的に応じて使い分けるということになるのだと思われます。

いかがでしたでしょうか？

簡単ではありますが、スクイーズアウトと呼ばれる行為についてのアウトラインをご紹介させていただきました。

次回からは、また違った奥深き株式の世界をご紹介していければと

思います。

▼▽▼-----
3 [弁護士コラム] ~自粛生活を終えて~
▲△▲-----

皆様、ご無沙汰しております。
弁護士の五十嵐佳弥子です。

緊急事態宣言が解除され、6月も初旬を過ぎ、
社会全体が急速に日常に戻りつつある中、
皆様も警戒・自衛を続けておられることと存じます。

当事務所でも、在宅勤務体制、勤務時間の短縮等の対策を終了し、
飛沫防止フィルムの設置・除菌の徹底等といった感染対策を
取ったうえで、対面相談も徐々に行っている状況です。

私自身としては、事務所出勤と在宅勤務を交互に行うことが
多かったのですが、先週からは毎日出勤する体制に切り替えています。
しかしながら、約2カ月ぶりのフル出勤が運動不足の体には
負担だったのでしょうか。
先週は土曜日にダウンしてしまい、1日まともに動くことが
できませんでした。

自粛期間中の体力の衰えで急な変化に対応できず、加えて気候の変化、
夏が続いたことや、湿度の高さなども要因と思います。
こんなことでは早々に夏バテになってしまう、と危機感を覚えました。

元々、運動の習慣はほとんどなく、平時は自宅から保育園を
経由して、駅までの往復で毎日合計1時間ほど自転車を漕いでいたので、
結果的に体力維持ができていました。
しかし、自粛期間中は子供を保育園に送ることもなく、買い物も
ネットショッピング利用が多かったため、週に3日ほど出勤時に
駅まで歩く程度の運動しかしていません。

また、夫が子供を連れて外に散歩に行くタイミングは、「しばし解放されて好きな作業ができる時間」と思い、付いて行かずに留守番ばかりしていました。今思えば、良くない選択でした。

先日は、通販番組を目にしたらしい子供から「お母さんにぴったりだから、ゆらゆらするやつ買ってあげようって言うてたの」と言われ、すぐには意味がわかりませんでした。どうやら子供にまで、運動不足と出不精（+コロナ太り）を心配されていた（らしい）ことを知りました。

裁判所も動き出し、延期されていた期日も一気に入り出しました。コロナ契機の影響も増えている状況下ですので、体力不足で満身に動けない・・・などということがないようにしたいと思います。

早速、通販で（時間がないのです）バランスボールを注文しまして、“ながら作業”にて運動を取り入れようとしています。

次回コラムを書く際には、成果をお伝えできるよう前向きに取り組んでいこうと思います。

梅雨入り時の体調を崩しやすい頃かと思います。皆様におかれましても、どうぞご自愛ください。

▼▽▼-----

4 あとがき

▲△▲-----

高齢者から乳幼児まで、まさに国民全員にとってお互いの命を守るための自粛生活でしたが、2020年の春は皆様にとってもさまざまな意味で生涯忘れることのできない出来事になったのではないのでしょうか。

第2波、第3波の予想も出ており、今後も引き続き状況を見守る必要がありますが、皆様も段階を踏まえながら徐々に日常生活に戻られるかと思います。

当事務所でも緊急事態宣言下において業務を縮小しておりましたが、事務所人員や業務時間等を、徐々にではありますが通常に戻しながら営業いたします。

緊急事態宣言発令中におきましては大変ご不便をお掛けいたしましたが、気持ちを新たに事務所一丸となってさらに業務に邁進してまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、また次号でお会いしましょう。

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆
| 発行元 |
| 弁護士法人アルファ総合法律事務所
| 代表弁護士／税理士 保坂光彦 (メルマガ担当：松浦／H.S)
| 埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階
| TEL：04-2923-0971 / FAX：04-2923-0972
| MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com
| URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)